

電気供給業（小売電気事業等・発電事業等）を行う法人の 法人事業税に係る課税方式の見直し・税率の変更について

令和2年度税制改正により、電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等に係る法人事業税の課税方式の見直し及び税率の変更がありました。

この改正は令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

改正の概要は以下のとおりとなりますので、ご確認をお願いします。

1. 電気供給業（小売電気事業等・発電事業等）に係る課税方式の見直しの概要

電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等に係る法人事業税の課税方式の見直しが行われました。

見直し前は、収入割額によって課することとされていましたが、今回の見直しにより、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人（特定目的会社、投資法人、一般社団・一般財団法人を除きます。）にあっては収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって、それ以外の法人にあっては収入割額及び所得割額の合算額によって、それぞれ課することとされました。（地方税法第72条の2第1項、第72条の12）

また、小売電気事業等及び発電事業等に係る特別法人事業税について、基準法人収入割額に40%の税率を乗じて得た金額とすることとされました。（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第7条）

この見直しは、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

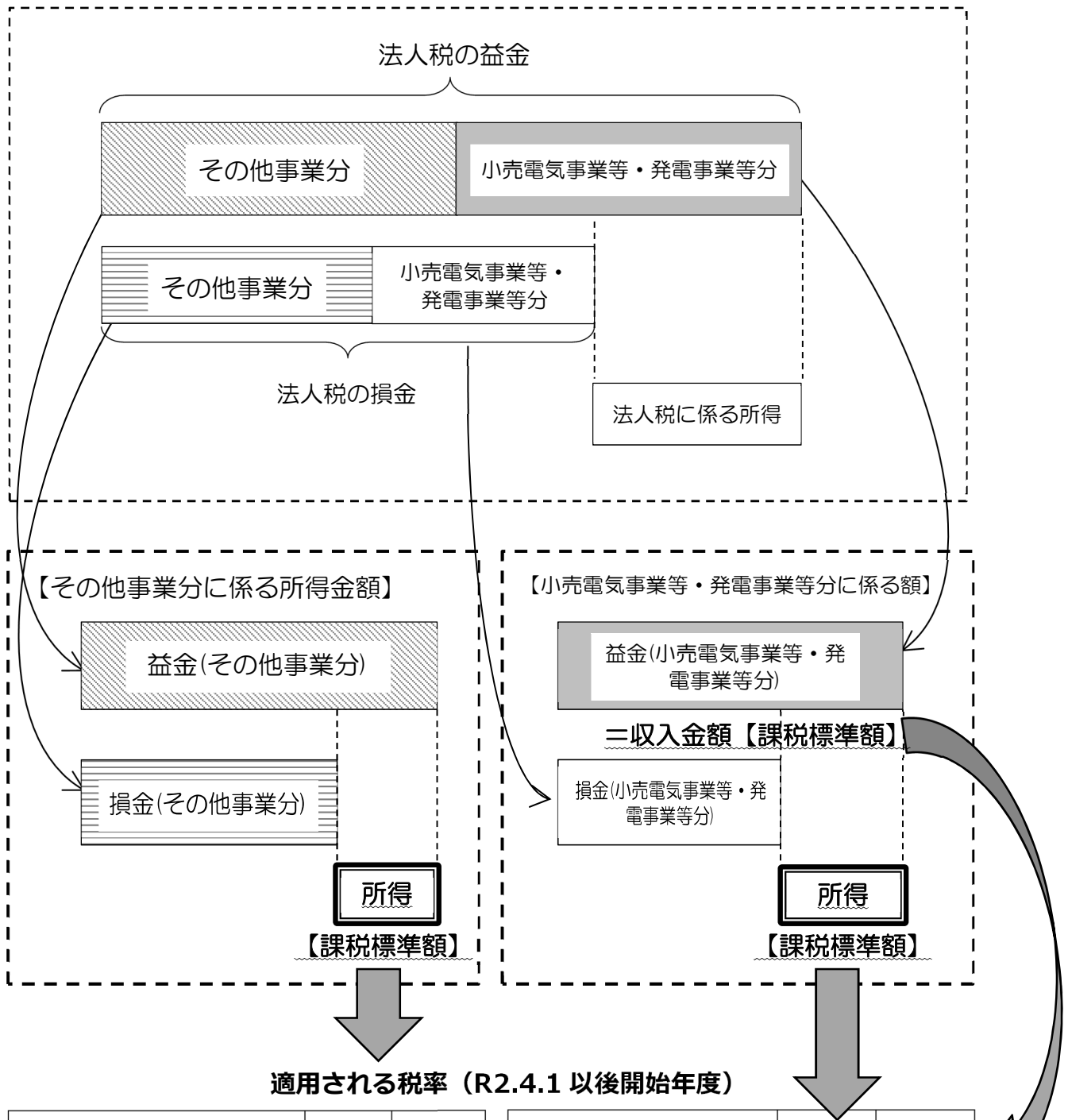
見直しの対象となる事業	法人の種類	課税方式	
		【改正後】 令和2年4月1日以後に開始する事業年度	【改正前】
小売電気事業等 及び発電事業等	資本金の額又は出資金の額 が1億円を超える普通法人 (※1) (※2) (※3)	収入割 0.75% 付加価値割 0.37% 資本割 0.15% 特別法人事業税 収入割の40%	収入割 1%
	上記以外の法人 (※2)	収入割 0.75% 所得割 1.85% 特別法人事業税 収入割の40%	特別法人事業税 収入割の 30%
上記以外の電気供給業		収入割 1% 特別法人事業税 収入割の30%	

※1:特定目的会社、投資法人、一般社団・一般財団法人を除きます。

※2:詳しくは地方税法第72条の2第1項第3号に規定されています。（関係規定として同条同項第1号も併せてご確認ください。）

※3:資本金の額又は出資金の額が1億円を超えるかどうかの判定時期は、事業年度終了の日（仮決算による中間報告にあっては事業年度開始の日から6月の期間の末日、清算中の法人にあっては解散の日）の現況によります。（地方税法第72条の2第2項）

【小売電気事業等・発電事業等に係る改正後のイメージ】



適用される税率 (R2.4.1 以後開始年度)

その他事業分		非外形	外形
所得割		7.0%	1.0%
軽減	～400万円	3.5%	0.4%
	400～800万円	5.3%	0.7%
外形標準課税	付加価値割	-	1.2%
	資本割	-	0.5%
特別法人事業税		37%	260%

小売電気事業等・発電事業等分		非外形	外形
収入割		0.75%	0.75%
所得割		1.85%	-
	軽減	～400万円	-
400～800万円		-	-
外形標準課税	付加価値割	-	0.37%
	資本割	-	0.15%
特別法人事業税		40%	40%

2. 申告書用紙に「その2」が追加され、2種類になりました。

税率の変更に合わせて、申告書用紙が変更されました。行っている事業に応じて、使用する申告書が異なりますので、ご注意ください。

申告書種類	対応する事業	事業内容
確定申告書 第6号様式	(1) 所得等課税事業	以下の(2)、(3)以外の事業 ＜地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業（非課税事業を除く）＞
	(2) 収入金額課税事業	送配電事業、特定のガス供給業、保険業等 ＜地方税法第72条の2第1項第2号に掲げる事業＞
	(1)と(2)	(1)と(2)を併せて行う
確定申告書 第6号様式 (その2)	(3) 収入金額等課税事業	小売電気事業等及び発電事業等 ＜地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業＞
	(3)と(1)、(2)	(3)と(1)、(2)を併せて行う

＜予定申告書についても、「その2」が追加され、2種類になりました。＞

○小売電気事業等・発電事業等を行う場合の申告書類等

売上金額	例外規定の適用 (※1)	課税方式	申告書様式	提出書類 (※2)
小売電気事業等・発電事業等のみ		収入割と (電気)所得割	第6号様式 (その2)	①・③・④・⑤
小売電気事業等・ 発電事業等 と その他事業 の両方	適用を受ける 主たる事業が 電気の場合	収入割と (電気)所得割	第6号様式 (その2)	①・③・④・⑤
	適用を受ける 主たる事業が 電気以外の場合	(その他)所得割 のみ	第6号様式	①・⑤
	適用を受けない (又は非該当)	収入割と (電気)所得割と (その他)所得割	第6号様式 (その2)注	②・③・④・⑤
その他事業のみ (電気事業未開始)		(その他)所得割 のみ	第6号様式	①・⑤

注：各種別表（別表5、9、10など）は事業ごとに別葉作成

※1 電気供給業とその他の事業を併せて行う場合、原則として、電気供給業に係るもの（収入割等）とその他の事業に係るもの（所得割等）とを区分計算を行った上で申告することになりますが、**従たる事業の売上金額が主たる事業の売上金額の10%以下であり、かつ売上金額など事業の経営規模の比較において同種の事業を行う他の事業者と課税の公平性を欠くことにならない場合は、主たる事業の課税方式によって申告できます。【例外規定】**

※2 申告時の提出書類

- | | |
|--------------------------------|------------------|
| ①収入金額に関する計算書（第6号様式別表6） | ③法人税別表4及び別表5（2） |
| ②電気供給業の収入金額等に関する計算書
（第1号様式） | ④貸借対照表
⑤損益計算書 |

(注) 法人税の申告をe-Taxで行い、③④⑤がe-Taxで提出されている場合には、添付を省略することができます。

3. 電気供給業（小売電気事業等・発電事業等）以外の事業を併せて行い区分計算をしている法人に関する Q&A

Q1 小売電気事業等・発電事業等（以下「収入金額等課税事業」といいます。）のほかに、課税方式が異なる事業（所得等課税事業、収入金額課税事業）を併せて行っています。それぞれの課税標準額を区分計算により算定していますが、この場合の法人事業税や特別法人事業税の税率の適用はどのようになりますか？

A1 それぞれの事業について定められた税率を用いて税額を計算します。（地方税法第 72 条の 24 の 7）

Q2 収入金額等課税事業と所得等課税事業を併せて行っており、それぞれの課税標準額を区分計算により算定しています。この場合、所得等課税事業で生じた欠損金額（個別欠損金額）を収入金額等課税事業に係る所得から繰越控除することはできますか？

A2 できません。各事業年度の収入金額等課税事業（地方税法第 72 条の 2 第 1 項第 3 号ロに掲げる法人が行う事業に限ります。）又は所得等課税事業に係る所得の計算上繰越控除が認められる金額は、それぞれの事業について生じた欠損金額（個別欠損金額）に限るものとされています。（地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）第 3 章 4 の 7 の 4(3)）

(1) 小売電気事業等とは

以下の①、②をいいます。（地方税法第 72 条の 2 第 1 項第 3 号）

- ①電気事業法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する小売電気事業
- ②上記(1)①に準ずるものとして総務省令で定める事業（※）

※上記(1)②は、他の者の需要に応じ電気を供給する事業をいいます。

ただし、一般送配電事業（電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号）、特定送配電事業（電気事業法第 2 条第 1 項第 12 号）、発電事業（電気事業法第 2 条第 1 項第 14 号）及び発電事業に準ずる事業（以下の(2)②）に該当する部分を除きます。（地方税法施行規則第 3 条の 14 第 1 項）

(2) 発電事業等とは

以下の①、②をいいます。（地方税法第 72 条の 2 第 1 項第 3 号）

- ①電気事業法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する発電事業
- ②上記(2)①に準ずるものとして総務省令で定める事業（※）

※上記(2)②は、自らが維持し及び運用する発電用の電気工作物を用いて他の者の需要に応じて供給する電気を発電する事業をいいます。なお、当該電気を発電する事業と併せて他の者の需要に応じ当該電気を供給する場合には、当該供給を行う事業（小売電気事業、一般送配電事業及び特定送配電事業に該当する部分を除きます。）を含みます。（地方税法施行規則第 3 条の 14 第 2 項）

(3) 所得の計算に関する経過措置

令和 2 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度（以下「最初事業年度」といいます。）開始の日の前日を含む事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等を行っていた法人が、小売電気事業等又は発電事業等に係る所得割の課税標準を算定する場合には、最初事業年度開始の前日 10 年以内に開始する各事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等に係る所得を、法人税の課税標準となる所得（個別所得金額）の計算の例により算定していたものとみなします。

（地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）附則第 6 条第 2 項）